

墨田区特定法定外公共物等管理条例付則第5項の規定による墨田区私道整備助成条例  
(昭和58年墨田区条例第13号)の一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この条例において「私道」とは、次の各号に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。 (1) 〔略〕 (2) <u>墨田区有通路条例(平成29年墨田区条例第 号)第2条に規定する区有通路(※)</u> (3) <u>墨田区特定法定外公共物等管理条例(平成29年墨田区条例第 号)第6条第1項に規定する管理道路</u>	〔同左〕 第2条 〔同左〕  (1) 〔略〕 (2) <u>墨田区有通路条例(昭和44年墨田区条例第8号)第2条に規定する区有通路</u>  (3) <u>前各号のほか、敷地が国、地方公共団体等の所有に属している道路</u>

※ 第2条第2号の改正については、墨田区有通路条例(議案第68号)付則の規定による一部改正条例を提案中